

## IV 平成21年度の市民税・県民税から適用される主な改正点

### 寄附金の控除の改正

「ふるさと」に貢献したい、応援したいという納税者の思いを生かすことができるように市民税・県民税の寄附金の控除が次のとおり改正されます。

- 対象寄附金／①地方公共団体に対するもの、②住所地の都道府県共同募金会に対するもの  
③住所地の日本赤十字社支部に対するもの、④茨城県、土浦市が条例により指定したもの

●控除額／(寄附金額－5000円)×10%(基本控除額)

※地方公共団体に対する寄附をした場合は、特例控除額が加算されます。

●控除方式／税額控除方式

●控除対象限度額／総所得金額の30%

●申告するときに必要なもの／寄附金を受領した旨、その寄附金の額および受領年月日を証する書類など



## V 税源移譲の経過措置

### 市民税・県民税住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

平成19年から実施された税源移譲により、20年分の所得税で住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の控除額が減少してしまう場合には、申告書を提出することにより、減少額相当分を翌年度(21年度)の市民税・県民税から控除することができます。

●対象者／平成11年から18年までに入居した方で、所得税で控除しきれない住宅借入金等特別税額控除があった方

※給与収入のみで年末調整されている方は、源泉徴収票記載の住宅借入金等特別控除可能額より住宅借入金等特別控除の額が少ない場合

●提出先／給与収入のみで確定申告をされない方は源泉徴収票を添付し市役所へ提出  
確定申告をされる方…市役所、または確定申告書とともに税務署へ提出

●申告期限／3月16日(月)



## VI 市民税・県民税の申告の臨時受付日程表

受付日	受付会場	対象町名
1月27日(火)	新治庁舎	藤沢一・二区、藤沢団地
1月28日(水)	新治庁舎	東町、大畑、上坂田、下坂田
1月29日(木)	新治庁舎	沢辺、田宮、高岡根、高岡沖
1月30日(金)	新治庁舎	永井、本郷、大志戸
2月2日(月)	新治庁舎	桃園、文教区、田土部、高岡新田、藤沢新田、小野、東城寺、小高
2月3日(火)	都和公民館	都和一～四丁目、並木一～五丁目、東並木町、西並木町、東都和、板谷一～七丁目
2月4日(水)	都和公民館	中都町一～四丁目、笠師町、小山崎町、今泉町、栗野町、中貫町、東中貫町常名町
2月5日(木)	神立地区コミュニティセンター	神立町1区、北神立町、中神立町、神立中央一～五丁目、神立東一・二丁目 菅谷町、白鳥町、白鳥新町、おおつ野一～八丁目
2月6日(金)	二中地区公民館	真鍋一～六丁目、東真鍋町、西真鍋町、真鍋新町、若松町、東若松町、殿里町、木田余西台、木田余東台一～五丁目、木田余町1～4区、手野町、田村町、沖宿町
2月9日(月)	六中地区公民館	烏山一～五丁目、まりやま新町、小岩田西一・二丁目、小岩田東一・二丁目、 右粉町1～5区、まりやま団地、大岩田町1・2区、大岩田団地(県営・市営)
2月10日(火)	三中地区公民館	荒川沖西一～三丁目、北荒川沖町、中荒川沖町、荒川沖南区、荒川沖西区一・二丁目、荒川沖東一～三丁目
2月12日(木)	三中地区公民館	中村町1・6・8区、西根町1～3区、中村東町一～三丁目、竹の入町、西根南一～三丁目
2月13日(金)	三中地区公民館	乙戸町、小山田町、乙戸南一～三丁目、乙戸(西区一丁目)、中村南一～六丁目、西根西一丁目、卸町一・二丁目

※受付日にご都合の悪い方は、対象地域以外の日でもお受けします。

土地・建物・株式・先物取引等の譲渡所得のあった方、雑損控除を受ける方、住宅借入金(取得)等特別控除により所得税の還付を受けようとする方は、市役所では受け付けできませんので、税務署で申告してください。

☎ 土浦税務署 (☎822-1100)

# 市民税・県民税の申告受付

**受付期間** □市役所本庁舎 1階(課税課)… 2月16日(月)～3月16日(月)  
午前8時30分～11時30分、午後1時～4時(土・日曜日を除く)  
※2月22日(日)、3月1日(日)に限り、申告相談・受付を行います。

□臨時受付会場… 1月27日(火)～2月13日(金)  
午前9時～11時30分、午後1時～4時  
※臨時受付会場については、14ページの日程表を必ず確認してください。

申告は  
お早めに!!

申告期限間近になると、会場は大変混雑しますので早めに済ませてください。申告書は、前年度に申告された方には郵送を予定しています。また、申告書は課税課、各支所・出張所・受付相談日の臨時受付会場にも用意してあります。自分で正しく計算・作成し、期限までに郵送または受付窓口に提出してください。

☎ 課税課 (☎826-1111 内線2231、2236)

## I 申告の必要な方

平成21年1月1日に土浦市に住んでいた方は、原則として申告が必要です。

ただし、次のいずれかに該当する方は、申告をする必要はありません。

- 平成20年分の所得税の確定申告書を、税務署へ提出した方または提出予定の方
- 年末調整された給与のみの方で、給与の支払報告書が勤務先から市役所へ提出されている方
- 土浦市内に住む方の、税法上の扶養親族になっている方(社会保険の扶養とは別です)
- 公的年金のみを受給している65歳以上(昭和19年1月1日以前生まれ)の方で、公的年金収入金額(支払先が2か所以上あるときはその合計額)が152万円以下の方
- 公的年金のみを受給している65歳未満(昭和19年1月2日以降生まれ)の方で、公的年金収入金額が102万円以下の方



※平成20年中に所得のなかった方、失業保険・遺族年金・障害年金など非課税所得のみの方も、非課税証明書の発行や国民健康保険税の算定、児童手当の受給資格審査などの基礎資料になりますので申告してください。

## II 申告に必要なもの

※必ず「はんこ」をお持ちください。

※必要書類を持参されないときは、控除を受けられませんのでご注意ください。

- 給与所得者・公的年金受給者/源泉徴収票または事業主の支払証明など
- 事業所得者・不動産所得者/収支内訳書
- 医療費控除のある方/領収書、保険などで補てんされた金額の明細書  
※あらかじめ、領収書を個人ごとに集計しておいてください。
- 社会保険料控除のある方/国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料・任意継続保険料などの領収書または納付済額証明書
- 生命保険料・地震保険料控除のある方/支払い額の分かる控除用証明書など  
※地震保険料控除には、平成18年12月31日までに契約締結された長期損害保険料を含みます。
- 寄附金控除のある方/都道府県・市町村・共同募金会・日本赤十字社の領収書
- 障害者控除を受けようとする方/障害者手帳または戦傷病者手帳、市町村長の発行した障害者に準ずる者等認定書



## III 申告書の作成はご自分で

申告書は、本人による記載が原則です。申告書の作成、収支内訳書などの記入が済んでいる方を優先し、記載指導を希望する方は、お待ちいただくこともあります。ご理解とご協力をお願いします。※事業(営業等、農業)所得・不動産所得を申告される方は、収支内訳書を必ず記入しておいてください。